

【様式第2号】

一般会計等行政コスト計算書

自令和 3年4月 1日

至令和 4年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【純経常行政コスト】	
経常費用	14,963,691
業務費用	9,198,139
人件費	2,307,543
職員給与費	1,782,503
賞与等引当金繰入額	105,503
退職手当引当金繰入額	-
その他	419,538
物件費等	6,801,433
物件費	3,320,862
維持補修費	1,198,517
減価償却費	2,282,054
その他	-
その他の業務費用	89,162
支払利息	71,206
徴収不能引当金繰入額	-
その他	17,956
移転費用	5,765,552
補助金等	3,663,462
社会保障給付	989,269
他会計への繰出金	1,107,005
その他	5,816
経常収益	758,896
使用料及び手数料	356,436
その他	402,460
純経常行政コスト	14,204,795
【純行政コスト】	
臨時損失	343
災害復旧事業費	-
資産除売却損	343
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	8,916
資産売却益	8,916
その他	-
純行政コスト	14,196,222

一般会計等純資産変動計算書

自令和 3年4月 1日
至令和 4年3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		固定資産 等形成分	余剰金 (不足分)
前年度末純資産残高	35,769,373	61,990,130	-26,220,757
純行政コスト(△)	-14,196,222		-14,196,222
財源	14,068,179		14,068,179
税収等	10,427,597		10,427,597
国県等補助金	3,640,583		3,640,583
本年度差額	-128,043		-128,043
固定資産等の変動(内部変動)		3,189,424	-3,189,424
有形固定資産等の増加		5,101,512	-5,101,512
有形固定資産等の減少		-2,285,728	2,285,728
貸付金・基金等の増加		843,440	-843,440
貸付金・基金等の減少		-469,800	469,800
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	-236,244	-236,244	
その他	-82,468	-82,468	
本年度純資産変動額	-446,754	2,870,712	-3,317,467
本年度末純資産残高	35,322,619	64,860,843	-29,538,224

【様式第4号】

一般会計等資金収支計算書

自令和 3年4月 1日

至令和 4年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	12,695,589
業務費用支出	6,930,037
人件費支出	2,321,495
物件費等支出	4,519,379
支払利息支出	71,206
その他の支出	17,956
移転費用支出	5,765,552
補助金等支出	3,663,462
社会保障給付支出	989,269
他会計への繰出支出	1,107,005
その他の支出	5,816
業務収入	12,197,385
税金等収入	10,421,226
国県等補助金収入	1,154,453
使用料及び手数料収入	352,743
その他の収入	268,963
臨時支出	
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	1,277,194
国県等補助金収入	1,277,194
その他の収入	-
業務活動収支合計	778,990
【投資活動収支】	
投資活動支出	5,938,850
公共施設等整備費支出	5,101,512
基金積立金支出	817,486
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	19,852
その他の支出	-
投資活動収入	1,690,981
国県等補助金収入	1,208,935
基金取崩収入	450,398
貸付金元金回収収入	19,402
資産売却収入	12,246
その他の収入	-
投資活動収支合計	-4,247,868
【財務活動収支】	
財務活動支出	2,193,643
地方債償還支出	2,193,643
その他の支出	-
財務活動収入	6,006,882
地方債発行収入	6,006,882
その他の収入	-
財務活動収支合計	3,813,239
本年度資金収支額	344,361
前年度末資金残高	420,268
本年度末資金残高	764,628
前年度末歳計外現金残高	15,796
本年度歳計外現金増減額	78
本年度末歳計外現金残高	15,875
本年度末現金預金残高	780,503

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

備忘価格1円で記載

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路等の敷地については、備忘価額1円と
しています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券

市場価格のない有価証券……………取得原価

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(事業用資産)…10年～50年

工作物(事業用資産)…10年～60年

工作物(インフラ資産)…3年～98年

物品…3年～15年

②無形固定資産……………定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金のいずれも過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

② 会計間の相殺消去

会計間の繰入及び繰出を相殺消去した金額で表示しています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込み方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づく出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率 : -

連結実質赤字比率: -

実質公債費比率 : 9.5%

将来負担率 : 17.5%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

43,986千円

⑥ 繰り越し事業に係る将来の支出予定額

274,356千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

土地 4,331,781 千円内、売却可能資産 931,016 千円

建物 22,842,919 千円内、売却可能資産 409,796 千円

② 繰替運用の内容

歳計現金に一時的に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、基金から一時的な借入(繰替運用)を行っています。

その主な内容は、次の通りです。

基金の名称	期間	繰替運用額
財政調整基金	R4.2.10～R4.5.31	1,000,000 千円
財政調整基金	R4.3.4～R4.5.31	1,500,000 千円
財政調整基金	R4.3.25～R4.5.31	700,000 千円
地域振興基金	R4.3.25～R4.5.31	1,000,000 千円

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額。

18,667,269 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支-3,030,584 千円

② 地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。